

~~懲戒請求~~ (再提出；I 録音の改竄偽造)

横浜弁護士会
綱紀委員会 御中

平成 25 年 08 月 04 日 書

懲戒請求者 山村 三郎
〒171-0014 豊島区池袋 2-14-2
池袋 2 丁目ビル 2F
電 話 03-5953-8883

懲戒請求対象者 大久保博法律事務所一家

〒231-0014 同市中区常磐町 4-39

以下羅列弁護士 12 名

大久保 博 #15139 事務所代表 電話 681-7357

飯島 奈津子#26649 山下事務所 323-9880 (fx 323-9881)

田場 真理子#33323 上同事務所 681-7357

武藤 一久 #34848 北田・島崎法律事務所 651-4640

中山 善太郎 #32014 みなと綜合法律事務所 641-2816

種村 求 #33189 川崎パシフィック法律事務所 211-4401

冬木 健太郎 #32000 冬木健太郎法律事務所 264-4867

菅 友晴 #23454 みなと横浜法律事務所 640-3710

小比賀 正義 #24701 花村聡法律事務所 201-7509

安藤 肇 #25611 安藤法律事務所 223-2452

石山 晃成 #28709 みなとまち法律事務所 663-3447

佐藤 裕 #27177 佐藤村松法律事務所 640-0463

1 申請主旨

弁護士法や関連法規及び関係会則等々に違反と思量できるに付き弁護士法第 56 条により横浜弁護士会所属、大久保法律事務所一家表記 12 名の懲戒を求める。

2 懲戒請求の理由 (録音の改竄偽造しての証拠提出)

請求者は、平成 23・07・20 日上記の各人に対し懲戒請求を申し立てたところ理由は明かされず秘密裏に無罪放免されました。

この不条理は一切解消されていない中、本年 2/25 日付けで訴訟しました。

それへの決定的証拠と思われる「弁護士会館での面会関連記録」の提出を申し出たところ、被告・懲戒対象者からその資料は不存在との事、同時に裁判所から申出を「却下」されました、途轍もない不当であり・全くの筋違いである。 (実申出書・決定書)

面会借用票
求提出

口頭弁論に
欠席弁護士

次に、被告等(懲戒対象者)は、原告の問質しに一切応答してないし原告の話し合いの申し入れにも一切音信不通である。

裁判所に言わせると民事訴訟法の「続行期日」との事である。これらは、弁護士の本分に明確な逆行事態と思量できる。その実は、録音の改竄偽造への旨い返答ができない事情がある。勿論、「録音の改竄偽造が事実」だからである。

その上に裁判長が、大久保一家の出頭を促がすのでなく弁護士の付かない原告の潰しに本腰を入れているが為、裁判の終結宣言をした。

これは、請求人の懐疑心を一層させ、再度懲戒請求する事態に至ったことである。

勿論、うかつに再請求するのではない、明確な「改竄偽造」の事実を新たに提示いたします。

それは、添付の「弁護士会館での面談録音とされているプロバティ」である。

裁判で原告は、「面禁裁判」での提出時裁判所への提出品と被告・請求人への「録音CDが異なるのではないか」との推測で「裁判所へと同じ環境下で制作したCD」の提出を求めたところ、裁判所を通じ「同じ品であり、他に無い」との事である。そこで添付の「CDの制作年と面談年」「その中身に比例するはずのサイズ」が相通じないことである・・・この大きく異なる事態が、裁判途中で新たに発覚するに至ったことである。

録音は一昔
前の制作品
サイズも異なる

請求人は、平成14年止む無く訴した11,240円の傷害治療費請求から今日まで多くの不条理にさいなまれてきた。

その発端たるや親父の遺言・・・1/100億円に匹敵する大まかな状況に兄貴が勝手に勘ぐりその不履行のために「断交宣言」したことに端を発した。

最初の騒動は、全くのデタラメ訴状に本人訴訟が邪に付け入られ不幸が取り付いた。即ち、平成16年の「高裁の捏造判決」と「地裁裁判長の2枚舌判決」、続く22年の裁判所職員から仕掛けられた「傷害行為」と「警察官の傷害事件」そして23年には、2回もの「裁判拒否」、本年「録音の改竄偽造」裁判では、弁護士会館室借用時の「記録資料提出申出の却下」とゆう数々の差別や司法の不条理に苛められてきた。弁護士が就かなければ、如何様にも出来ない司法界・いざそれを叶えるべく探しても殆んどが断ってくる。ここに至っては、如何様にもし難い事態に「社会正義を期す」貴会に再度の審査を乞う次第である。

裁判捏造判
決と2枚舌
で混迷化

偽造録音の
確証を却下

尚、今回の訴状と関連証拠等と前回懲戒請求書等を添えて送付します。

また、前回Ⅱについては、当書状Ⅰに順応して相応の判断を乞う事とします。



横弁発第3206号
平成25年8月13日

山村 三郎 殿

横浜弁護士会
会長 仁平 信哉



調査開始通知書

貴殿からの下記懲戒請求事案について、綱紀委員会に事案の調査を求めましたので、お知らせいたします。

- | | |
|---------|----------------------------|
| 【事案番号】 | 平成25年(綱)第112号乃至第123号 |
| 【対象弁護士】 | 第112号 大久保 博 (登録番号: 15139) |
| | 第113号 飯島 奈津子 (登録番号: 26649) |
| | 第114号 田場 真理子 (登録番号: 33323) |
| | 第115号 武藤 一久 (登録番号: 34848) |
| | 第116号 中山 善太郎 (登録番号: 32014) |
| | 第117号 種村 求 (登録番号: 33189) |
| | 第118号 冬木 健太郎 (登録番号: 32000) |
| | 第119号 菅 友晴 (登録番号: 23454) |
| | 第120号 小比賀 正義 (登録番号: 24701) |
| | 第121号 安藤 肇 (登録番号: 25611) |
| | 第122号 石山 晃成 (登録番号: 28709) |
| | 第123号 佐藤 裕 (登録番号: 27177) |
| 【調査請求日】 | 平成25年8月9日 |

本会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、懲戒請求者は、弁護士法第64条によって日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。

なお、懲戒の事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第63条によって懲戒の手続を開始することができないことになっております。

〈連絡事項〉

1. 懲戒請求者が2人以上あるときは、協議によって懲戒請求者代表1人を選任し、書面で届け出て下さい。

なお、原則として今後の通知又は連絡は、懲戒請求者代表宛にいたします。

2. 通知文または文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出て下さい。

3. 追加書面（証拠書類等）は、調査の関係上、甲号証として6通ご提出下さいますようお願いいたします。ご提出いただきました書面は返却いたしませんので、予めご了承下さい。原本は複写して、複写をご提出下さい。

※ 本件に関する書類等は、懲戒請求事案についての調査等に利用します（書類等については、対象弁護士へ交付することがあります）。

横弁発第3206号

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉 様

平成26・04・14日

懲戒申請者 山村 三郎

懲戒通信

国家公務員倫理法やその規程等々には

「自分の所属部署のためや仲間のため・・・等々私的利益のための職務を禁じている」ところが個々の国民対公務員は、多くの場合その職務現場は多勢と無勢である関係からこの規則は省みられない、勿論小さな事柄や社会的影響の有無によっても事情は異なる。特に裁判所の現場は、裁判官や裁判長に押し付けられる、裁判官は訴訟指揮とやらで適当に自分の好みでと思える処理をされるが多々みうけられる。或いは状況が裁判所側に不利になると「弁護士に聞け・・・！」と言い逃れる、警察署でも同様である。如何に裁判所が苦情処理機関でないことは承知していても、その場で判るありありとした不手際でも処理しないことが多い。それが制度であっても国民からすれば、納得できない。

裁判所我侬

私は、貴日弁連で催される「可視化」の講演会に何回か出席しています。

そこでは、裁判進行が多く検察官寄りであることが話題として聞かれます。

刑事事件は、それなりに難儀ではあっても大事件の冤罪が問題化しています、これは明らかに検察の誉からくると云われていますが、倫理法と無縁ではない。

但し、検察官職まで適用されるかの如何は分かりませんが、原理的には同じである。

法曹者我侬

振り返って自由主義・民主主義は、煎じ詰めれば資本主義であり、その底流は金持ち社会である。これに伴う文明社会は多く法治主義に根ざしている。

本来法治主義は、公開されるべきであり隠蔽されてはならない。隠蔽は大方不正隠しであるからである。前記裁判所の事情や訴追処理も明確な不正の隠蔽である。

これと同列の「弁護士の懲戒」も公開を全面否定はしてないもののあくまで建前上に過ぎないと推察できる。裁判所が検察寄りに裁判進行するのとも同様に・・・いやそれ以上に内部で簡単に懲戒弁護士へ有利に処理できると見るべきである、仲間だから・・・

弁護士隠蔽

裁判官と違うのは、明確な公務員でないと云うだけである。しかし、社会的評価や見方からすれば、出生も同じであり両者に大きな差異はない。

この国家社会運営は、これら有識上層部が取り仕切っている、それが為にこれら所属者寄りに仕組まれている。しかし、人類はその元で成育してきたこともまた事実である。

かと云って過度に運用すれば、邪な個人主義となるのは必至である。

これら欠陥を質すのは審査状況の公開である、これは、多くの不公平や多くの不正を防止し、一気に問題解決できる間違いなく最良の行為である。

審査の公開

さて、当懲戒申請・・・事の次第は非常に大きな問題である。

一頻洩り問題になった大阪地検の改竄事件にも匹敵するのではないのでしょうか・・・
改めて審議の公開を求めます、さもなくば私申請者を審査・議論に加えてください。

求審査参加

そもそもの録音基源は、たった 11,240 円の傷害治療費の催促、その傷害基日は平成 14・03・21 日です。28 日に払うから来いと言われ出向いてみたら 110 番までして警察官が待機、追い払うつもりだったのです。散々声を張り上げ・3 方の雨戸を叩きようやく出てきたと思いきやその騒ぎで来ていた実姉を通して支払うってことです。この約束は、臨場していた奇妙な警察官仲介でなされた。

警察の仲介
で支払約束

兄貴は、後で大久保一家が操りこの僅かな支払いを実行させなかったのです。

そこで平成 17・07・08 日から連日催促に出向いたところ、返答に困り飯島弁護士に電話し貴弁護士会館で面会することになったのです。かといって簡単に承知したのではない、兄貴の電話が終わり事情を聞いて断った・・・そこにこの日も 110 番して置いたことから警察官が入ってきて

弁士不誠実

「弟さん弁護士が話しを聞いてくれるなら、是非話し合ってください」
ってことで止む無く会館まで出向いたのである。

面会は、挨拶も無く「こちらから頼んだわけでも無し・・・何用か」ってなスベリダシ、止む無く当方から話し始めれば先を制され否定・・・ならばと引き揚げた・・・1 分にも満たない時間、それを 35 分にも捏造・改竄・・・偽造したのです。

弁護士不正

これが弁護士の「社会正義」ですか、これが「社会秩序の維持」に努力しているのか、我々国民には司法者のしてることがかけ離れていて、善悪の区別がわからない。過日法廷で大久保本人と子分の弁護士に顔合わせましたが、マナコは合わせない様にしていた様子はあったものの、その強ツカさには呆れている。弁護士は皆こうですか。

会長・・・

大のオトナといえどくだらないと思いませんか、私は、警察から「・・・是非」と言われ場合によったら「事の話し合い」にもなるかと、はかない期待を抱きながら確か定刻拾数分前から待機していたと記憶しています。結果がこのような事件に発展させられるとは、全くの不本意で居ります。

私自身対人関係が甘いとよく言われます、こんな状況に付け入られたのかも分かりません。

兄弟絆破壊

しかし、如何なる事態にせよ兄弟です。いつかは話せる。弁護士は裁判官をもする。

何時かは折り合える日もあるはず、そう期待しながらも関係好転の風はない・それどころか「絆」ってのは何処に使われるのか、ここでもさっぱり見当がつかない。

勿論、根本は兄弟にあります、弁護士は商売です仲介とか和解で簡単に済ませては稼げない、しかし、この場合は相当額に達しています、皮肉にも敵である弟が良きお得意様です・・・！、司法とか法曹の世界は皆が肩組んで素人をコケにし寄せ付けない、つまり法曹界流の「社会正義」が働き一般人は手も足も出ない、出そうと思っても法律事務所の

扉は閉ざされる、これが法曹司法界の掟のようである。何の咎めも無い。躊躇も無い。世間の大企業がこれを真似したらすぐさま公正取引委員会が飛んできて爆弾が落ちる。数百万・時には数百億円との罰金事態もある。

しかし、現実には厳しいとゆうより寂しい人生の現実がある。兄貴にのけ者扱いされ・王道であるはずの金出しての弁護士探しも嫌われる、況や裁判所からは人間扱いされて無い・これは、本人訴訟者の泣きである、同じ人間であるのに・

本人訴訟者の憂鬱

今回の懲戒申請・例えこれが成就しても、対象者は困ることになるかも知れない、しかし当方にも何んの利益も無い、無知な我々にはこれを活かす術がない、少なくとも今の個人的には・である。

これもクダラナイ意地とゆうことになり嘲笑われているのかもしれない

日本国は、平和ボケと云われているある意味温和な社会、その陰で邪な怪獣と渡り合うか細いコウノトリ・それが私です。真っ当事実を質しても・突っついて司法の場から蹴落とされる、トドの詰まりが改竄偽造である。

当改竄偽造事態大久保一家の余りの平然さに我を見失う・どうなっているのか・

こんな陰で正常化を祈念していることも、貴殿の心の隅かにピン止め願いたい。

司法の正常化と改革は、関係者はめったに口にしない。しかし、この不条理を経験し何とか正道を模索しても、この業界は行く手を阻む、だが何時かは解消されねばならない。その最大の障害と責任は、主体的には国会にある。

法者邪結束

裁判所と国家予算は、3,200億/100兆円・0.03%に満たない、議員は心に止めない。

裁判所が好き勝手に振舞うそしてその意向に法曹者がなびく、それが次の見えない不正につながる、その波及の帰結の1つがこの「録音の改竄偽造」である。

録音偽造は邪結束の賜

これをしてまで自己職域を護り、そして周囲が警護する悪の繰り返しである。弁護士を初め司法に見放された国民本人訴訟者がさ迷う。

我々は、年令を積んでいる・高齢である、一日でも早くその公平審査を待っている。

如何にもことの次第は尋常ではない・重大であるからして、公開処理を求める。

これは法曹者の覚醒と換気を促がし得る。社会の関心をも得られ、より良い導きを得られるであろうし、時代の要請でもある・検討下さい。

素人の分際で僭越であることは承知しております、しかし、下界の戯言として葬り去るのではなく、愛国の裁判体験者・本人訴訟者の偽らざる念願であることも、承知置き下されたい。

審査の真っ当性を祈念

無理な要請はしてない、極自然な処置を期待し納得できる結果を求めているだけである。最後に・重ねての審査公開乃至は、審査立会いの配慮と検討が賜れますこと祈念いたします。

4/15日



横弁発第790号
平成26年5月12日

懲戒請求者 山村 三郎 殿

横浜弁護士会
会長 小野 毅



懲戒請求事案の決定について（通知）

以下事案につき綱紀委員会の議決に基づき、対象弁護士を懲戒しない旨決定したので、綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規第56条第2項の規定により、綱紀委員会議決書の謄本を添付して通知します。

本件事案番号： 平成25年（綱）第112号乃至第123号

懲戒請求者は、この決定について不服があるときは、弁護士法第64条の規定により、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。

なお、異議の申出は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面によってしなければなりません（郵便又は信書便で提出した場合、送付に要した日数は算入しません。なお、宅急便、メール便、ゆうパックなどは「郵便又は信書便」に当たりませんので、送付に要した日数は算入されます。）。

異議申出書の記載事項および必要部数については、以下のウェブサイトをご覧ください。

*懲戒請求事案に関する異議申出の方法について（ウェブサイト）

http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/autonomy/chokai/tyoukai_igi.html

又は検索サイトで「懲戒異議申出」と検索してください。（日弁連サイト内検索の場合は、「異議申出」と検索してください。）

インターネットをご利用にならない場合は、ウェブサイトと同内容の書面を郵送かファクシミリでお送りしますので、以下までお申し出ください。

*異議申出書の提出先・問い合わせ先

日本弁護士連合会（担当：審査部審査第二課）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

電話 03-3580-9841（代）

平成25年(綱)第112号乃至123号

議 決 書

神奈川県海老名市国分南3-6-66

懲戒請求者 山村三郎

対象弁護士 対象弁護士目録記載のとおり

第113号及び第115号乃至第123号

対象弁護士代理人 大久保 博

同 田場 眞理子

主 文

対象弁護士らにつき、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする。

理 由

第1 懲戒請求事由の要旨

1 懲戒請求事由1(訴訟の対応1)

平成25年2月に懲戒請求者が提起した訴訟(以下「平成25年の訴訟」という)において、懲戒請求者は対象弁護士らに、弁護士会館での面会関連記録の提出を求めたが、対象弁護士らはそのような資料は存在しないと回答した。これは不条理・筋違いである。

2 懲戒請求事由2(訴訟の対応2)

平成25年の訴訟において、対象弁護士らは原告である懲戒請求者の問い質しに一切応答せず、話合いの申入れにも一切音信不通である。

3 懲戒請求事由3(改竄・偽造)

対象弁護士らは、平成22年10月に横浜弁護士会館で懲戒請求者と面談した時間がたった30秒にも満たなかったのに、その録音を長時間(35分)に偽り、裁判証拠として平成23年10月初旬に提出した。

これについての懲戒請求は過去に行ったが、改竄の証拠となる録音のプロパティを新たに提出する。

第2 対象弁護士らの弁明の要旨



- 1 懲戒請求事由 1 について
事実を述べただけである。
- 2 懲戒請求事由 2 について
答弁書を提出して対応した。
- 3 懲戒請求事由 3 について
改竄・偽造したことはない。

第3 証拠

懲戒請求者（証拠番号は当委員会による付与）

- 甲第1号証 懲戒請求書(平成22年10月30日付け)
- 甲第2号証 懲戒請求書(平成23年7月20日付け)
- 甲第3号証 議決書(平成23年(綱)第29号乃至第31号)
- 甲第4号証 懲戒請求事案の決定について(通知)
- 甲第5号証 議決書(平成23年(綱)第17号乃至第28号)
- 甲第6号証 異議申出事案の決定について(通知)
- 甲第7号証 決定書(日本弁護士連合会)
- 甲第8号証 議決書(平成24年綱第504号)
- 甲第9号証 訴状
- 甲第10号証 求釈明
- 甲第11号証 訴状補正(1)と証拠提出(2)の件
- 甲第12号証 被告方証拠提出命令申出書(1)
- 甲第13号証 決定(藤沢簡易裁判所)
- 甲第14号証 改竄偽造録音 CD 関連の「裏づけ」事項等に対する求応答の要求
- 甲第15号証 通信書(準備書面)
- 甲第16号証 確認書(準備書面)2
- 甲第17号証 「Word 偽造 CD プロパティ」で始まる書面
- 甲第18号証 CD・パソコン画面等

第4 当委員会の認定した事実および判断

懲戒請求者は過去に対象弁護士らに対し、横浜弁護士会館での面談の録音記録を改竄して裁判所に証拠提出したとして、懲戒請求をしたが、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とするとの議決がなされている(平成23年(綱)第17号乃至第28号)。

1 懲戒請求事由 1 について

平成25年の訴訟において、懲戒請求者は対象弁護士らに対し、弁護士会館での面会関連記録の提出を求めたのに対し、対象弁護士らが「そのような資料は存在しない」と回答したことが認められる。



当該資料が存在しているのに上記のような回答をしたのであれば、不当な回答になるが、当該資料が存在しているとは認めるに足りる証拠はないので、上記回答は不当とはいえない。

よって、懲戒請求事由1は理由がない。

2 懲戒請求事由2について 問いだし・話し合い・音信不通・・・?

懲戒請求事由2自体が抽象的であり、それが弁護士法・関連法規・関係会則に違反するとは認め難いことに加え、平成25年の訴訟対応において、対象弁護士らは何らかの問題のある対応をした事実を認めるに足りる証拠はない。

よって、懲戒請求事由2は理由がない。 ?

3 懲戒請求事由3について

録音記録の改竄・偽造については、当会平成23年(綱)第17号乃至第28号事件で「改竄偽造を疑うべき証拠は何ら存在せず、対象弁護士らが訴訟において、改竄偽造した電磁記録を裁判所に資料として提出した事実を認めることはできない。」と議決されている。

今回、「弁護士会館での面談録音とされているプロパティ」が新たな証拠として提出されているが、この証拠によっても改竄・偽造の事実は認められない。

よって、懲戒請求事由3は理由がない。

平成26年4月2日

横浜弁護士会綱紀委員会

委員長

平 森 裕 子





対 象 弁 護 士 目 録

- 横浜市中区山下町61-1 横浜山下ビル3階
大久保博法律事務所
第112号 対象弁護士 大久保 博 (登録番号15139)
- 横浜市中区山下町89-6 プライムタワー横浜ビル3階
よこはま山下町法律事務所
第113号 対象弁護士 飯島 奈津子 (登録番号26649)
- 横浜市中区山下町61-1 横浜山下ビル3階
大久保博法律事務所
第114号 対象弁護士 田場 真理子 (登録番号33323)
- 横浜市中区本町2-10 横浜大栄ビル4階
北田・島崎法律事務所
第115号 対象弁護士 武藤 一久 (登録番号34848)
- 横浜市中区日本大通14 KN日本大通ビル4階
みなと綜合法律事務所
第116号 対象弁護士 中山 善太郎 (登録番号32014)
- 川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル6階
川崎パシフィック法律事務所
第117号 対象弁護士 種村 求 (登録番号33189)
- 横浜市中区住吉町2-21-1 フレックスタワー横浜関内501
冬木健太郎法律事務所
第118号 対象弁護士 冬木 健太郎 (登録番号32000)
- 横浜市中区尾上町1-4-1 関内STビル5階
みなと横浜法律事務所
第119号 対象弁護士 菅 友晴 (登録番号23454)



横浜市中区弁天通 2-21 アトム関内ビル 2階
花村聡法律事務所
第120号 対象弁護士 小比賀 正義 (登録番号24701)

川崎市川崎区宮本町 6-1 高木ビル 801号室
安藤法律事務所
第121号 対象弁護士 安藤 肇 (登録番号25611)

横浜市中区不老町 1-1-5 横浜東芝ビル 6階
みなとまち法律事務所
第122号 対象弁護士 石山 晃成 (登録番号28709)

横浜市中区山下町 70-3 三井住友海上横浜ビル 802
佐藤・村松法律事務所
第123号 対象弁護士 佐藤 裕 (登録番号27177)



これは議決書の謄本である

平成26年5月12日

横浜弁護士会

会長 小野



毅

横浜弁護士会

会長 小島 巖

綱紀委員会 平橋裕子 様

平成 26・05・14 日

懲戒請求者 山村 三郎

昨日「平成 25 年（綱）第 112 号乃至 123 号 議決書・事案審査非求」を受領しました。私の不束な作文にも原因はあるかと思いますが、「請求理由」とその議事審査事情が意向とは異なります。またこれを防止するために、室「借用申請書」（仮名）と C D のプロバティを殊更に指摘して、わざわざ「懲戒通信」も送付しました。

それにしても、議決は極めてお粗末、裁判と同様に審議進行の途中で何らかの問い合わせがあるものと相応に待機していました。このような想像を元に「懲戒通信」をし、問い合わせでゴタゴタするより審議立会いが出来ればその方が、より円滑でもあると思い、再三に渡り申し入れました、それが何の効果もしてないってことです。

一体如何様にすれば、真剣に取り組み願えるのか、教示ください・書き直します。また、止む無く主だった申請内容を集計・整理してみました、見返りください。

問・申請要領

1 懲戒請求事由 1 について

平成 25 年の訴訟において、懲戒請求者は対象弁護士らに対し、弁護士会館での面会関連記録の提出を求めたのに対し、対象弁護士らが「そのような資料は存在しない」と回答したことが認められる。

当該資料が存在しているのに上記のような回答をしたのであれば、不当な回答になるが、当該資料が存在しているとは認めるに足りる証拠はないので、上記回答は不当とはいえない。

よって、懲戒請求事由 1 は理由がない。

それにしてもこの室「借用申請書」にいたっては、

「存在している・証拠はない」ってのは如何様なことか、貴弁護士会が実施してる「申請書」（仮名）の存在事実を指摘している。既述の通り「存在している」のであり、貴殿指摘どおり正しく「フザケタ回答」であるってことです。

申込書は私
が確認済み

まさか、これ程見下げた書面とは予想だもなかった、私が貴会へ問合せた 1 回目は、相対前のことなので書類が下の方になっているので取り出せない、つまり、何処の馬の骨が何をほたくかってなことでした。2 回目は、電話受者が最近なので分からないとしたので、分る者は居ないんですかと尋ねると、今此処には居ないと云うことでした。

3 回目は、直に出向いて問い合わせたが、真剣には受け止めない。代わりにその主旨に乗っ取った書面を見せてもらい・いただけませんかとしたら、ダメと断られている。

そこで止む無く、裁判所から提出命令を依頼すべく申出たのである。

貴委員会も真面目に対応してください、調査し直してください、申込書を提示ください。貴殿の仲間がこんな大それた事をしてかしてるんです、シッカリ見極めて下さい。

求・申込書

2 懲戒請求事由2について 問いただし・話し合い・音信不通・・・？

懲戒請求事由2自体が抽象的であり、それが弁護士法・関連法規・関係会則に違反するとは認め難いことに加え、平成25年の訴訟対応において、対象弁護士らが何らかの問題のある対応をした事実を認めるに足りる証拠はない。

よって、懲戒請求事由2は理由がない。 ?

次の2・と云われる事柄、専門家からすれば取るに足らない事象であるかもしれないし、順法と言われればそれを押しつけて云々する筋合いのものではない。

それにしても弁護士法には、「(社会正義を実現する使命から)職務を誠実に行う」としてある、これからすれば「誠実」とは云えないし社会常識においても、裁判長の出席要請に逆らう行為は問題がないとするのは正しくはない・・・間違いである、再考を求めます。

欠席の評価

3 懲戒請求事由3について

録音記録の改竄・偽造については、当会平成23年(綱)第17号乃至第28号事件で「改竄偽造を疑うべき証拠は何ら存在せず、対象弁護士らが訴訟において、改竄偽造した電磁記録を裁判所に資料として提出した事実を認めることはできない。」と議決されている。

今回、「弁護士会館での面談録音とされているプロパティ」が新たな証拠として提出されているが、この証拠によっても改竄・偽造の事実は認められない。

よって、懲戒請求事由3は理由がない。

これが理由がないって事で済ますのなら、貴殿らの議事審議はしてないことになる。

も1度審査をしてください。

平成17・07・14日に面会したのが、CDは10年も前に出来ていたのである。これに対する説明が全くない。余りにも申請者を見下し過ぎます。

正式な裁判証拠として提出するとき素人の申請者私でもこのような非常識はしない、こいうゆうPCを使用すること事態、真つ当な行為ではないことは明らかである。

まして聖人君子；弁護士がこれをするの後ろめたさは多分にあるはずである。もしないのであれば「深い」教養の保持と「高い」品性の陶やに務めてなく、むしろ、これらをおち壊していることに通じる。

これでも、あくまで貴委員会の審議が正当であると言い張るのであれば、このPCメーカーと製造年月日・購入使用開始の各年月日、そして何処にあるのか提示ください。私の目で確認をします、残念ながら「懲戒委員会」とか綱紀委員会は信用ならない。

このCDRは、その本体上のサイズ200kb・当方PCに移動すると数値が倍になる、またある場合には、他の録音がここに入り込む、またある時には、時間35分が「0」になる。これらの説明も全くない、審査はしてないんではないですか、もし本当にしているのであれば、これ等の審議状況説明も記述してください。

いずれにしても、この部分は肝心のポイント、しっかり説明返答方お願いします。

改竄偽造 cd
の正体

CD の不思議な実像？

求・誠回答

次に表面上は大久保弁護士の制作のように受け止められますが、実際は「誰が・何時・何処で・如何様なソフト(装置?)でどんな機器を使ったか」提示させてください。

CD 制作機器
と技術問う

そして原本です。弁護士会での当日は、高さ h55・幅 w115・奥行き(長さ)L25 各 m/m 位の銀白色、恐らくソニー製のテープ式録音機でした。そしてスイッチは上の偏った位置に並び、会話する前にスイッチを押しているから、くまなく録音してあるはずである。この原本を提出させてください。

求・原本提出

普通の審査なら当然これくらいの調査はしているはずですが。貴会にこれがあるなら私に提示ください。これを目の当たりにしなければ信用できない。お願いします。

私からわざわざ云われるまでもないと思いますが、これは重大な刑事事件です。この悪事を弁護士会挙って隠し立てするのであれば、日本国司法は誰のためにあるか・そして弁護士の使命や社会秩序はこの時点で麻痺状態となり弁護士会の存在そのものが、正に頭脳犯罪集団と化し、社会国家のやっかいものです、自覚ください。

舐めまくる
弁護士集団

いいですか・元副会長まで勤め上げた族の犯罪です、再認識ください。

素人の私とて舐めないでください、人間としての僅かな人権でも差し支えないそんなものを認めてください。そして、弁護士集団本来の「誠意」を見せてください。

後になってしまいましたが、これらの「議事記録」を拝見できませんか、何れにしてもこの「議決書」だけでは到底納得できない。

求・議事録

それとも、初めから適当にあしらい仲間救済が第一目的だったんですか、野暮ったい質問ですが、ここまでお粗末な返答書面では丁寧な言葉が出てこない。

これからしてもざっくばらんに分り易い返答をお願いします。

それとも、直々に出向いて説明聞けませんか、天下の頭脳集団弁護士会の判決ではない、そこらにたむろする愚連隊でもまだマシな返答をします、「品性教養」そして誠意、その延長の「社会正義」これ等の欠片でも結構です味合せて下さい。お願いします。

求・再審査の
誠意

どーもいきり立つ事が先に来てしまい順序が旨く配置できず、見にくいかと思いますが最後にも・1 度主要事項を表にまとめました、これは裁判の準備書面のつもりで書いています、再整理再検討方お願いいたします。

平成 26・05・25 日 完 山村

偽造の主事項	内容	備考
I 47年事項	面談禁止仮処分申立(17・09・15日)・P11・5～13行 面談禁止等請求訴状(22・04・27日)・P11・10～18行、両書面同内容文 ところで、反訳に原告・被告・・とある、これは違和感がある → 申請書 P2・15行・#5～で状況説明、反訳書 P16・7行 (弟)43年から47年までは、口つぐんでんだ・・(ところが) 次の次行で被告とされる者が、「口噤んでない」43～46年・・話してる	兄弟・名前のハズ 要・解説 1 反訳筋道が不明
II 些細な違い	大きく違うか虚偽であり、現実と偽造 CD 反訳上においてもささいな 違いは全く見当たらない。当人は如何様に抗弁してるか・・? 全て大きく異なる事象ばかりである、さもなくば虚偽である ささいな違いがあるならそれはどこか、デタラメ偽造 CD 上でも結構 です、その箇所を指摘ください	要・解説 2 ささいな違いは何 処にあるか
iii 偽造 CD は平坦	生来せっかちなことからうじうじ 35分もの間平坦な喋り口はしない 話の筋としても重要事項、冷静には話さない・声にも必ず高低が付く その高低落差があるのが、弟の喋り口・・他の者には絶対無い特徴 その肯定がない・・偽造は明確	余りにも平坦 これ程デタラメさ れて平成に居られ ない
iv 偽造 CD 前訴状 で嘘を指摘	改竄偽造 CD での効力を平成 22・12・20 日の判決日に感知 ところが、約 2 年前に申立書が嘘であり、弁護士自ら直筆の嘘と指摘 また、この「申立書」の文章は、「訴状」と同一である この訴状は地裁に保管して実際には取り下げた、そこでも「嘘」をつ ぶさに指摘している・・約 2 年前にである (地裁 6 民大塚書記官)	訴状は先ず 嘘を指摘してあら ゆる関連法規 に違反とした 書記官が保管
v プロバティ	1 制作年月日が 10 年前 2 サイズが本体 200k b → (移動後) 400k b 或は、720kb 3 移動 CD が時に操作時間「0」になる 4 移動 CD が時に他の録音に入れ替わる 5 訴状への答弁書や他の書面でも改竄偽造 CD への指摘事項への返 答説明が一切無い・・できないはずである・・偽造だから	内容が不安定 要説明
VI 申請書(室借用)	自宅・・弁護士会に保管してある申請書があると求められない・・ 余りカラカワナイでください、自前資料がやばいから出せないのか 聖人君子弁護士団のやること、ソツなく退出時間は書き込むはず 書いてないなら事務管理が杜撰、書き込みを改竄すれば法違反となる	要・・提出は必須 当然の行為を他人 事にするのは既に 認定済み・?

尚、上記主事項の解説も別紙に記載両紙を隣に置いて再検討ください 5/27日 山村

再整理表解説

I・47年事項 (反訳書 P16 引用説明)

被告 そういうことさ、しかもね、昭和39年とか40年とか41年とか、なんだ

15

原告 っていいこと覚えてるさ、全部 意味不明

被告 覚えてるわけねえじゃねえか

飯島 書いてあるじゃねえかここに

被告 それがこちらでもね

飯島 いや黙ってるよ

被告 なんで私が黙ってなきゃいけないんですか 三郎さんあのね

被告 そういうときにはね、べらべらべらべら書いたりしゃべったりして、^①43年以降の47年までは、口つぐんでんだ 知らねえとか何とかって言ってんだ

飯島 だけどうちの主張は43年「ころ」って

被告 43年頃付き合えないって言っても、口頭尋問の時は46年と云々してるじ
^{②-1}やねえか 言ったかもしれねえと ^{②-2}

原告 ***

飯島 それは数年違うだけでね、

(1) 訴状には、「昭和43年から47年までの事実経過についてささいな認識の違い」

①この文面は、・・・47年迄、「○○の事実」があった・・・その経過、との意味である
 これは「47年を含んでいる」ので47年には、取上げた「某かの事実」がある
 その事実と47年との年号の記憶がない故、それは「何事」か・・・って事である
 訴状の文面への質問、その答 「・・・具体的に釈明するつもりはありません。」

これは、面禁裁判第1回口頭弁論でのやり取りであった。 (第1回弁論調書刊)

ところが、反訳書 P16・7行目で問い合わせた者が、もっともらしく喋っている。
 つまり、弁護士はシドロモドロに応答の必要はない。もし答えるなら「お前が喋ってるんで・・・俺は知らない」と答えれば、何の問題もないはずである。

但し、この時は訴状の文面への問質しであるから本来は、答えるのが筋である。

これは、このデタラメが「申立書」では難なく通過してることから意表を突かれた。

また、反訳書を基準にすれば、喋っている者がそれを質問することは有り得ない。

答は自ずとみえるてくる、この CD は弁論時には無かった・・・改竄偽造の絶対証拠

当人は如何
な返答か

偽造証明 1

②反訳書中の矛盾

それはしゃべりの②口つぐんでんだ・・・として置いて②-1では、43年云々・46年云々
 してる。このチグハグに対し全く反論が無い、不自然で大きな矛盾である。

偽造証明 2

その上、呼名;原告・被告は不自然・・・この名前での反訳書は何時作ったか、原本は・・・?

II 表2・ささいな違い

而して、同月14日午前11時横浜弁護士会館において原告と同代理人弁護士飯島奈津子が被告と面談したが、被告は、昭和43年から昭和47年ころまでの事実経過についてささいな認識の違いを持出して、原告をうそつき呼ばわりするなどして来た。原告側では「先週来た時の『払え』というのは何のことか、こちらからあなたに支払うべきものは何もない、そのことは裁判でも認められている」旨申し向けたが、被告は「裁判はでたらめだ」などといい、原告側において「あなたと話すべきことはなにもないので、くれぐれも自宅に来ないでほしい。前から通知してあるが、今日改めて来ないよう伝える」旨述べると、被告は「とても話にならない」と言って自ら退席して帰って行ったのである。

これまでに「ささいな違い」（と云う事実無い）を「持出して」云々したことも無い。全案件・主張は、尽く大きく違うか・全く異なる虚偽の事実だけがある。また、改竄偽造 CD 反訳を視ても、「ささいな違い」の事項は特に見当たらないし特に円滑に会話してる事項も全く無い、ほとんどは逆さまか否定している内容である。つまり、ささいな違いであるなら偽造 CD 上でこの雰囲気位は察知できるのに、提示に対しすべて否定されている。それは、尽く大きく違っているからである。訴状で被申請者がささいな違いとしているのが、具体的に如何様な事柄を指すか相対的流れは、一見円滑であってもここに摘み上げると大きな矛盾に満ちている

ささいな違いどこにあるか・・・？

主な事柄	弟主張	兄主張乃至腹づもり
断交⇌兄弟での裁判理由 (兄全資料)	(義姉に相続遺言処理停止を突き上げられこれらを逸らすため) 工場建設約束反故し・遺言逸らしのためのしわ寄せ・断交宣言・・・による	弟は、一切タカりはしたことは無いのに、裁判所に通用さすべく) 機械購入代金のタカリを断ったのが不満で弟が勝手に絶縁した・・・(断交理由)
刑事事件 (街宣) (#5-2 訴状)	街宣者直訪問・・・兄弟故いけなりは出来ない 故話しあった事・共に予告に行った(弟不知) 街宣は警察・弁護士のヤラセ ヤラせて悪印象を持たせ永久犯を兄は企む	街宣者直訪問・・・弟が、脅しに訪問させた ・・・弟が差し向けた・・・共謀犯罪 警察が辞めさせなかった、(事件続行) 励まされた牢屋に入れて (置けば、遺言実行を遠ざけられる)
怒鳴り捲り (#5-2 訴状・他) 嫁が震えあがっている 妻がおびえ	平成 17・07・08 日以前は一切無し 同日・てめーこの野郎・馬鹿野郎・・・と言われる 平 14・08・14 日には先祖参りへ受・誘導 (震え上がっているのは、家族で兄だけ) 義姉は、平然と・・・堂々と全てに白切ってる (嘘の証拠・・・義姉との電話録音ある)	大声で怒鳴り捲る 現場はさかさま・・・これと大差ない 留守を狙って上がり込んだ 妻が、おびえてる・・・大声で悪態ついてる (#5-5・録音テープ) 逆さま電話会話

Ⅲ 改竄偽造 CD は会話が平坦

私は、35分もこれ程冷静？で凹凸無く会話することは絶対無い
生来せっかちで居ることから同じような中身の繰り返しは、しない
だから、雰囲気を感じて30秒・2行しか話さなかったのである
しかも、中身が迎合するところは皆無、再整理表の通り話が全て逆方向である
聞いているだけでも、いらいらしてくる

イラつく会話

- 4 改竄偽造 CD 提出される以前に「申出書」の虚偽を（地裁保管の訴状の）文章で指摘
平成 21・01・10 日付けで「心境確認窺い」訴状を書いている
弁護士共々の余りのデタラメへの憤りそして、「面禁申出」の審尋でその不条理を承
知で居ながら裁判官岩田好二は「面談禁止」を決定した
審尋終了時岩田好二曰く

「弟さんの怒りは、よく分かりました

但し、判決は別ものです・・・」 っと、その意味は不詳である。

馴合い判決

この全ての状況憤懣解消に訴状を書いた。

ところが、民事訴訟は感情処理だけでは成り立たない、金額表示がないと裁判にな
らないとの事で

「書き直すか、取り下げるか・・・検討してください」

って事で・・・じゃ『取り下げます』って事で取り下げてる。

この中には、面会の会話は僅か2行である、この他には一切喋ってないとし、「面禁
申出書」が兄の伝言を代書したのではない、相手飯島奈津子弁護士直々の「嘘の申
出書文」である。これは弁護士法や関連規則に確実に違反であると、受偽造 CD 約
2年前に嘘を指摘してる、この事実も改竄偽造 CD を認定できる大きな要素である。

嘘2年前指摘

5 改竄偽造 CD のプロパティ

- (1)「この証拠によっても改竄・偽造の事実は認められない」との極簡単な議決書、当
書面 P2 に書いたとおり、きちっとしている弁護士各位、万人が戸惑う PC を平然
と使用して裁判儀式に手続きする事はない、これは無罪前提の出来レースである。

偽造CD拾年
前に制作済

号事件で「改竄偽造を疑うべき証拠は何ら存在せず、対象弁護士らが訴訟にお
いて、改竄偽造した電磁記録を裁判所に資料として提出した事実を認めること
はできない。」と議決されている。

今回、「弁護士会館での面談録音とされているプロパティ」が新たな証拠と
して提出されているが、この証拠によっても改竄・偽造の事実は認められない。
よって、懲戒請求事由3は理由がない。

- (2)その他は、P2 で書いたとおりです、お座なり議決は到底納得できない

その再検討も無罪ありきの前提・できレースではなく真つ当な検討方お願いします。
以上、早急なる返答方お待ちいたしております。

5/28日 山村

求プロパティ
の全説明

6 室借用「申請書」の提示・・・必須

平成 26・06・23 日追加

(資料横浜地裁 P17・藤沢簡裁での 25 年裁判「申請書提出申出却下」の隠蔽)

当時横浜弁護士会は、会員数 800 名地方団体としては相当な大所帯であり、聖人君子弁護士の寄り合いゴマすり団体であることからして管理は相当に厳しいと想像できる。それで無くとも、普通の人間寄り集まりでもこれだけの団体なら相当に厳格な管理が求められるはずである。

藤沢簡裁での平成 25 年(ハ)第 84 号損害賠償 3 回の口頭弁論・裁判長の話では出席を「強く要請した」としているが、全部欠席した・・・続行期日とのことである。

法の網を潜グり抜け弟を適宜にあしらって逃げ回ったのである。

しかも、過つての当事者・・・張本人とも云える弁護士飯島奈津子は、事務所を変えて自ら独立逃げ廻り、先日の既判力との茶番裁判にも顔を出さなかった。

出席すれば、面禁訴状文の「嘘がバレル」やら・当てずっぽうに書いた「47 年」事項の恥さらしに上塗りすることになるからである。

簡裁のこんな状況下に絶対的な決め手

室借用 「申請書」(仮名) の提出申出てその提示を求めた

その前には、法廷でるる説明し納得を得て「申出」したのが、約 1 ヶ月後には却下ってことで突っ返された。

その理由は、 「三者間の会話内容はないと考えられ、時間の長短でその内容は確認できない」

とゆう訳の分からない茶番であった。何を言いたいのか・・・主旨の逸らしである。

その退室時「時間」をチェックするか・受付で書き込んでいるはずである、これは時間一杯或は、35 分も今日のことを想定して粘っていればともかく普通に考えればそこに留まるとは思えない。このことからすればその時間を見れば即アウトである。このことを説明し了解を得て申出た、それが 1 ヶ月後に却下である。

これは直井和夫裁判長が、本人訴訟者に対する弁護士側に気配りか・馴れ合っかけて、職権濫用し取り下げたものである。つまり、証拠隠滅である。

今回は、この書類提出は必須である。

しかも、他所から持ってくるのと訳が違う、自分ところの倉庫にある(事務員言)

司法の専門家でなくとも、如何なる凡人でもこれが判り易い・・・即判明する。

ただもしチェックが無いか或は、偽造されたり消されたりしては元の木阿弥である。過去の仲間意識から弁護士会は信用できない、提出は勿論立ち合せて下さい。

それでもダメなら、何時・誰が・何処で・どの機械を使って・如何程の時間で完了したか、そして調整完了まで如何様に経緯したか、明示願ひその現場を私の面前で再現させてください。それで無ければ嘘つき集団は信用できない。